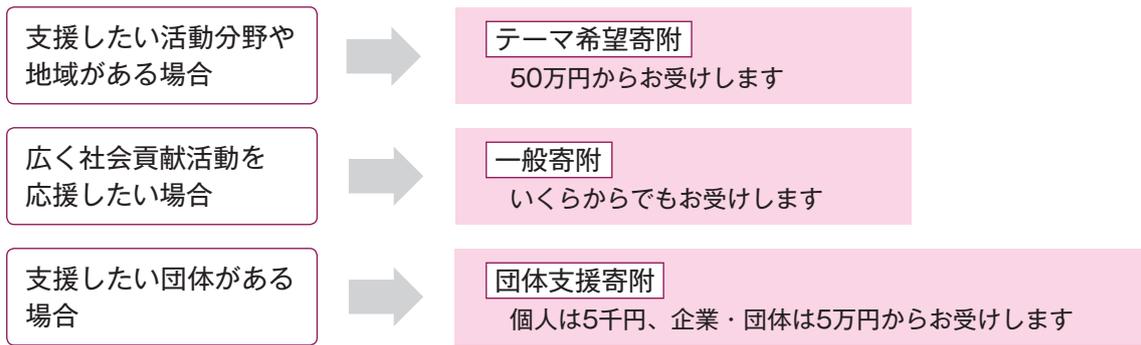


■ 寄附を通して社会貢献してみませんか？

◆ 希望に応じて寄附の種類が選べます。



【寄附手続きの流れ】

- 1 まずは、担当課（山形県企画振興部県民文化課（TEL:023-630-2122））へご相談・ご連絡ください。寄附申込（納入）書等をお送りいたします。
- 2 お手元に寄附申込（納入）書が届きましたら、必要事項をご記入いただき、お近くの金融機関からお振り込みください。
※寄附申込（納入）書は3枚複写になっています。
3枚のうち1枚は納入者（控）になっており、所得税、法人税の確定申告の際に必要なになりますので、大切に保管してください。

■ 寄附には次のようなメリットがあります

◆ 税制上の優遇措置が受けられます。

- 法人の場合、寄附金の全額を損金算入することができます。
- 個人の場合、寄附金のうち2,000円を超える部分について、所得税と個人住民税の控除の対象となります。

◆ 寄附者の知名度アップ・イメージアップを図ることができます。

- 県のホームページ、基金の情報誌などでお名前をご紹介させていただきます（希望した方のみ）。
- 50万円以上のテーマ希望寄附により、助成事業の募集にあたり事業名を設定できます。
- 100万円以上の寄附により知事感謝状を贈呈させていただきます。また、10万円以上の寄附により感謝証を、その他寄附をいただいた場合はお礼状をお送りさせていただきます。
- 設立〇周年記念事業としてご活用いただくことで、地域の皆さまに感謝の気持ちをお伝えすることができます。
- 寄附付きの商品（商品やサービスの売上げの一部を寄附するもの）を設定することにより、社会貢献に熱心な企業としてブランド力のアップ（自社製品の差別化）を図ることができます。

認定NPO法人制度について

認定NPO法人制度とは、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の基準を満たすものを所轄庁（都道府県又は指定都市）が認定を行う制度です。

認定の有効期間は5年間（更新可）です。

認定NPO法人制度の詳細については、山形県ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

やまがた社会貢献基金ニュース 2017.3 vol.15

発行：山形県企画振興部県民文化課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL：023-630-2122 FAX：023-624-9908

やまがた社会貢献基金

検索



リサイクル適性[®](A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。